

豊島区環境基本計画策定部会設置要綱

平成30年 6月 4日
環境清掃部長決定

(設置)

第1条 豊島区環境審議会の円滑な運営と豊島区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)の策定、改定及び進捗管理を、庁内連絡調整等を図ることで補佐するため、豊島区環境基本計画策定部会(以下「策定部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定・改定に関する検討及び各課の連絡調整に関すること。
- (2) 環境基本計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他、環境基本計画の推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 策定部会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、環境清掃部長の職にある者をもって充て、策定部会を総括する。
- 3 副会長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表のとおり。

(運営)

第4条 会議は、会長が召集する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要に応じ策定部会以外の職員の出席を求めることができる。

(分科会)

第5条 会長は、必要に応じ、策定部会の下に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、会長が指名する委員及びその他必要な職員をもって構成する。
- 3 分科会のリーダーは、会長が指名する。
- 4 リーダーは、分科会の招集及び運営を行い、分科会の検討経過及び結果を策定部会に報告するものとする。
- 5 リーダーは、必要に応じ分科会以外の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定部会の庶務は、環境清掃部環境政策課において処理する。

- 2 分科会の庶務は、当該分科会が所掌する検討事項を所掌する部課において処理する。ただし、環境清掃部環境政策課との協議・調整により、環境清掃部環境政策課において処理することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定部会及び分科会の運営について必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
環境清掃部長
都市整備部長
政策経営部 企画課長
総務部 施設整備課長
総務部 庁舎運営課長
環境清掃部 環境政策課長
環境清掃部 環境保全課長
環境清掃部 ごみ減量推進課長
環境清掃部 豊島清掃事務所長
保健福祉部 生活衛生課長
都市整備部 都市計画課長
都市整備部 土木管理課長
都市整備部 公園緑地課長
教育部 庶務課長